一　保安林の所在場所　宮崎県都城市山田町山田字深谷七五八の五・七五九二の三・七五九二の四・七五九二の九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市野尻町東麓字見越五六五五八、五六六七の五、五六六七の一〇、五六六七の一一、五六六七の一三、五六六八の一、五六六九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字見越五六五八・五六六七の五・五六六七の一〇・五六六七の一一・五六六七の一三・五六六八の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、五六六九
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字岩屋越二四一〇の一・二四一〇の四・二四一〇の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県北諸県郡三股町大字長田字堂ノ下二四六の二、二七七の二、二七七の五から二七七の九まで、二七七の一一、二七七の一五から二七七の一七まで、二七七の二一、二七七の二三、二七七の二六、二七七の三〇から二七七の三四まで、二七七の三七、字栗巣三五二九の二、三五三一の一、三五三一の二、三五三三の二、字牧三五四二の一、三五四二の二、三五四三の二、三五四四の五、三五四四の七、三五四四の一〇、三五四四の一一、三五四四の一三、三五四四の一五、三五四四の一六、三五四四の一九、三五四四の二五、三五四四の五三、三五四四の五九、三五四六の二、三五四七の一、三五四七の四、三五五四の一八、三五五四の二二、三五五四の二三、三五七〇の一、三五七〇の二、三五七二、字壱堂六七五七の四から六七五七の六まで、六七六三の六、大字樺山字細目六四〇五の二、六四一五の一、六四二四の六、六四二四の八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大阪府高槻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び高槻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好市池田町松尾黒川三一六、三二五の一、三二五の三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市河合町稲越字小谷平三二〇八の六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正